第6節　IoT・ICT利活用の推進

1　先端技術を活用した議題解決

1　ローカル5Gの推進

ローカル5Gは、携帯電話事業者による5Gの全国サービスと異なり、地域や産業の個別ニーズに応じて、地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムであり、様々な課題の解決や新たな価値の創造等の実現に向け、多様な分野、利用形態、利用環境において活用されることが期待されている（図表5-6-1-1）。総務省では、ローカル5Gについて、2019年（令和元年）12月24日に28.2GHz-28.3GHzを制度化及び申請受付を開始した。その後、更なる多様なニーズに対応するため、4.6GHz-4.9GHz及び28.3GHz-29.1GHzの周波数帯について、他システムとの共用検討等を行い2020年（令和2年）12月18日に新たに制度化した（図表5-6-1-2）。

ローカル5G普及のための取組として、総務省では2020年度（令和2年度）から多種多様なローカル5G基地局の設置場所・利用環境下を想定したユースケースにおけるローカル5Gの電波伝搬等に関する技術的検証を実施するとともに、当該検証を通じてローカル5G等を活用した課題解決モデルを構築する「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」[*1]に取り組んでいる。2021年度（令和3年度）においても、ローカル5Gのより柔軟な運用の実現に向け、2020年度（令和2年度）の実証結果から更なる検討が必要とされた電波伝搬等について詳細なデータを取得するために実証を行うとともに、引き続きローカル5G等を活用したソリューション創出に取り組むこととしている。

また、安全で信頼できる5Gの導入を促進し、5Gを活用して地域が抱える様々な社会課題の解決を図るとともに、我が国経済の国際競争力の強化を目的として、2020年度（令和2年度）に「5G投資促進税制」を創設した。具体的には、法人税・所得税の特例措置として、全国5G基地局及びローカル5Gの一定の設備について、15%の税額控除又は30%の特別償却を認めることとし、固定資産税の特例措置として、ローカル5Gの一定の設備について、取得後3年間の課税標準を2分の1とすることとしている。

さらに、今後、ローカル5Gが普及段階に入り、工場、農地、交通、医療、建設現場、災害現場など様々な場面におけるローカル5Gの導入を推進していく観点から、それぞれの分野を所管する関係省庁、それぞれの事業分野を代表する関係団体、各地域のローカル5G推進組織等から構成される「ローカル5G普及推進官民連絡会」が2021年（令和3年）1月に設立された。ローカル5G導入主体等と関係政府機関、通信事業者、ベンダー等を繋ぐハブ機能を担うとともに、関係省庁や各地域ローカル5G推進組織間の連携推進や、ローカル5G導入促進に係る普及啓発活動を実施する。

＊1　2021年度（令和3年度）からは事業名を「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」に変更。

図表5-6-1-1　ローカル5Gの利用シーン

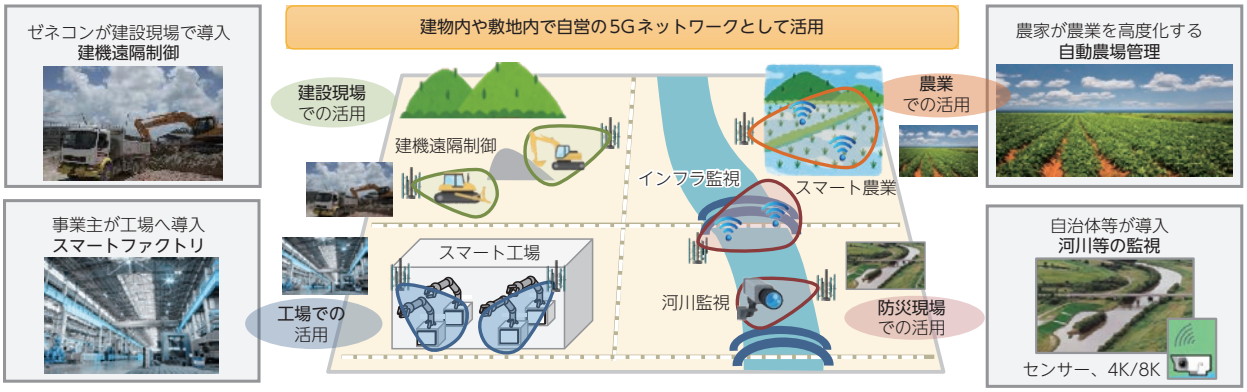

図表5-6-1-2　ローカル5Gの周波数帯拡充

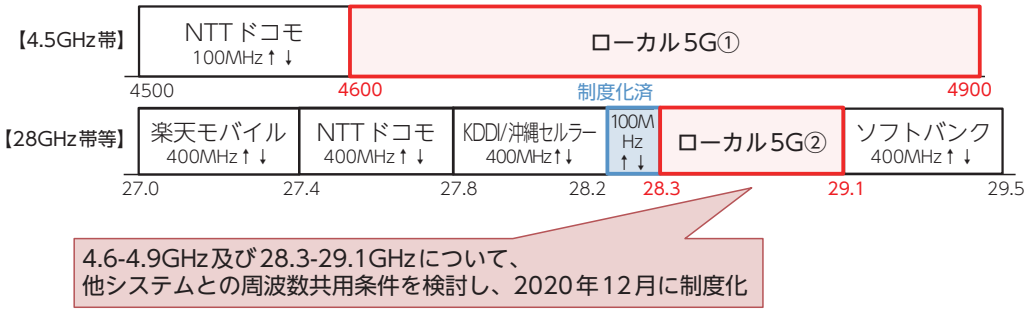

2020年（令和2年）12月の新たな周波数帯の制度化にあたっては、他システムとの共用検討や非同期運用に関する検討が行われた。

4.7GHz帯については公共業務用システム及び5GHz帯無線アクセスシステムとの共用検討が、28GHz帯については衛星通信システムとの共用検討が行われた。追加周波数の同一周波数帯及び隣接周波数帯おける既存システム等との共用検討結果から、4.6GHz-4.8GHzについては一部地域限定かつ屋内での運用に限定、4.8GHz-4.9GHzについては屋内外ともに利用が可能という結論となった。また、28.3GHz-28.45GHzについては屋内外共に利用が可能、28.45GHz-29.1GHzについては屋内での運用が基本という結論となった。加えて、他システムへの干渉量の総和（アグリゲート干渉）を考慮する必要があることから、最大空中線や利得等に制限が設けられている。

5G及びローカル5Gは、通信方式として時分割復信方式（以下「TDD方式」という。）という、基地局と陸上移動局の上りと下りの通信を時間で区切り、異なるタイミングで上りと下りの通信を行うことで、同じ周波数での上下の通信を可能とする無線通信方式が使われている。

2019年（令和元年）12月24日に制度化された28.2GHz-28.3GHzでは、隣接周波数帯を使用する携帯電話事業者向けの5Gシステムとの干渉回避の観点から、TDD方式について、上下の通信を行うタイミングや上下の通信パターンを合わせる設定（以下「TDD同期」という。）での運用を基本としていた。

しかし、ローカル5Gの様々な主体の多種多様なニーズに応えるためには、TDD方式の上下の通信パターン等を柔軟に選択できるようなネットワークの実現が求められる。上下の通信パターン等を柔軟に設定することができると、例えばカメラで撮影した容量の大きい4K/8Kの映像データを上り回線に流して、そうした映像をもとに下り回線で機械等の制御を行うことが可能となる。

様々な分野・主体の多種多様なニーズに応えるため、ローカル5Gの周波数拡張の検討と併せて、TDD非同期に関する検討を行った。非同期の実現に向けては、同期運用の無線局が非同期運用の無線局よりも優先的に保護される考え方を基本としつつ、非同期運用の場合の干渉調整を簡素化するため、携帯電話事業者向け5Gの同期TDDパターンとスロットの開始タイミングを一致させたまま、上りスロットの比率を高めた「準同期TDD」の導入を行った。また、準同期TDD以外の非同期方式についても、事前に干渉調整を行うことで上り/下りの比率を柔軟に設定した利用が可能となっている。

5Gの活用が期待されるIoT時代において、ローカル5Gは様々な分野での活用が検討されていることから、こうした制度整備等の取組みを踏まえ、今後の普及・展開が期待されている。

2 テレワークの推進

テレワークは、ICTを利用することにより、時間や場所を有効に活用することを可能とする働き方である。テレワークは、子育て世代やシニア世代、障害のある方も含め、一人ひとりのライフステージや生活スタイルに合った多様な働き方を実現するとともに、災害や感染症の発生時における業務継続性を確保するために有効である。同時に、生産性の向上や都市部から地方への人の流れを生み出すことによる地域活性化など、従業員のみならず、企業・団体や社会に対しても様々なメリットをもたらし得る働き方である。

2020年（令和2年）には、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、出勤抑制の手段として、テレワークが都市部を中心に広く利用されることとなった。具体的な普及状況として、企業におけるテレワーク導入率は、2019年（令和元年）から27ポイント上昇し、47.4%（300人以上の企業では61.3%、300人未満の企業では42.0%）[*2]を記録した。また、2020年（令和2年）5月の緊急事態宣言時のテレワーク実施率は、2019年（令和元年）12月の2倍以上に達したものの、緊急事態宣言解除後の2020年（令和2年）12月は同年5月を下回ることとなった[*3]。このような状況の中、総務省では、テレワークのさらなる拡大や着実な定着に向け、様々な施策を展開している。

まず、総務省を含むテレワーク関係省庁は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中における都心部の交通混雑緩和と全国的なテレワークの定着を目的として、夏季に「テレワーク・デイズ」という期間を設け、企業等に対し、全国一斉のテレワーク実施を呼び掛けてきた（図表5-6-1-3）。2020年（令和2年）は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が翌年に延期されることが決定したものの、テレワークは、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を可能とする働き方であることから、テレワーク・デイズ2020においては、期間を限定しない形で、継続的・全国的なテレワーク実施の呼び掛けを行った。様々な業種、地域、規模のテレワーク実施企業・団体が経験した具体的な課題と克服方法に係る調査結果をWEBサイトに掲載するなど、テレワーク導入を推進するための関連情報の充実化に取り組んだ。

＊2　総務省「令和2年通信利用動向調査（令和3年6月18日公表、調査時点は令和2年8月末）」より
＊3　内閣府「第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（令和2年12月24日公表）」より

図表5-6-1-3　「テレワーク・デイズ」の概要

また、総務省では、テレワークの十分な利用実績が認められる企業を「テレワーク先駆者百選」として選定するとともに、その中でも、経営成果やICTの利活用、地方創生への貢献といった観点から特に優れている取組については「総務大臣賞」を授与している。2020年（令和2年）は、テレワーク先駆者百選として、過去最多となる60社を選定し、中小企業を含む5社に対し総務大臣賞を授与した（図表5-6-1-4）。テレワークの普及に向けては、毎年11月のテレワーク月間において、産学官のメンバーが参画するテレワーク推進フォーラムが集中的な周知広報を行ってきたところ、2020年（令和2年）のテレワーク月間においても、前年に引き続き、総務大臣賞の表彰式を開催した。こうした先進事例の選定・公表により、企業等のテレワーク導入のインセンティブが高まり、また、実際にテレワークの導入を検討する企業にとっての参考事例の蓄積に繋がることが期待されている。

図表5-6-1-4　テレワーク先駆者百選及び総務大臣表彰の概要

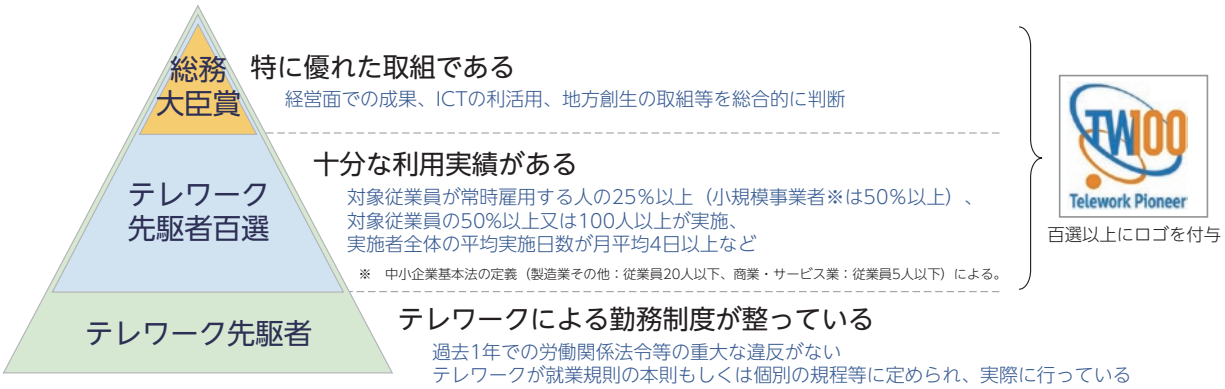

年度	総務大臣賞	テレワーク先駆者百選選定数
令和2年度	江崎グリコ(株) / (株)キャスター/ チューリッヒ保険会社/ 富士通(株) / 八尾トーヨー住器(株)	60
令和元年度	アフラック生命保険(株)/ シックス･アパート(株) / 明豊ファシリティワークス(株) / リコージャパン(株)	32
平成30年度	向洋電機土木(株) / 日本ユニシス(株)/ フジ住宅(株)/ 三井住友海上火災保険(株)/ (株)WORK SMILE LABO	36
平成29年度	(株)NTTドコモ/ (株)沖ワークウェル/ 大同生命保険(株) / 日本マイクロソフト(株) / ネットワンシステムズ(株)	41
平成28年度	サイボウズ(株)/ (株)ブイキューブ/ 明治安田生命保険相互会社/ ヤフー(株)	42
平成27年度	―	36

企業等におけるテレワークの実施状況については、その規模や地域によって大きな差が見られることから、全国的な裾野を拡大していくためには、中小企業や地方におけるテレワーク導入を推進していくことが必要である。そのため、総務省では、商工会議所や社会保険労務士会をはじめとした既存の中小企業支援の担い手と連携し、テレワークに係るサポート窓口（テレワーク・サポートネットワーク）を全国的に整備するとともに、身近な相談会等を現地・オンラインの両方にて開催しており、2020年度（令和2年度）には、延べ4,500人を超える方々に参加いただいた。さらに、テレワークの導入や改善を検討している企業等を対象として、専門家（テレワークマネージャー）による無料の個別コンサルティングも実施しており、情報セキュリティ確保やICTツール活用をはじめとするテレワークに関しそれぞれの企業等が抱えている問題を解決し、より良質なテレワークの普及に向けて取り組んでいる。2020年度（令和2年度）には、全国11箇所において、テレワークの最新動向、情報セキュリティや労務管理に係る留意点、テレワーク導入企業の具体的事例等を紹介する大規模なセミナーも開催した。

そのほか、総務省においては、テレワーク導入の課題として多く挙げられる情報セキュリティ上の不安を取り除くため、企業等がテレワークを実施する際に参照できるよう、「テレワークセキュリティガイドライン」や「中小企業等担当者向けテレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）」を策定しており、2020年度（令和2年度）には、それぞれの改定版を公表した。

2021年度（令和3年度）は、「地域サテライトオフィス整備推進事業」の中で、国民が地域によらず新しい働き方環境を享受できる社会環境の整備促進のためのサテライトオフィス整備への補助を実施する（図表5-6-1-5）。

図表5-6-1-5　令和3年度　地域サテライトオフィス整備推進事業

新たな生活様式の普及・定着が求められる中、国民が新しい働き方環境を享受できるようにするべく、民主導ではにわかに整備が進みにくい地域においてサテライトオフィス整備を促すために、テレワークを安心して行うことができる「場」のモデルとなるサテライトオフィス整備を行おうとする地方公共団体等に対して助成を行う。

助成措置の内容

1．内容
一定のセキュリティ水準を確保したサテライトオフィスの整備に係る事業に対し助成を行う。
2．補助対象者
他人の用に供するサテライトオフィスの整備を行う地方公共団体
（都道府県並びに特別区、指定都市及び中核市を除く。）
又は、地方公共団体を1以上含むコンソーシアム
3．補助率
事業費の1／2補助（補助額上限2,000万円）

・新しい生活様式下における新しい働き方を実現する「場」のモデルとして整備を支援
・本整備事業を呼び水として、地域偏在性を解消し、国民が地域によらず新しい働き方環境を享受できる社会環境の整備を促進

3　ICT利活用の推進

総務省では、2012年度（平成24年度）に開始したICT街づくり関連事業を発展させ、2017年度（平成29年度）からは、都市が抱える多様な課題を解決することを目的とし分野横断的な連携を可能とする相互運用性・拡張性、セキュリティが確保されたデータ連携基盤の導入を促進する「データ連携促進型スマートシティ推進事業」を実施している。

2020年度（令和2年度）は「令和2年度の政府スマートシティ関連事業における共通方針について」（令和2年3月24日スマートシティタスクフォース合意）等を踏まえ、関係府省と一体となってスマートシティの実現を推進し、総務省では5自治体・団体での事業を支援した（図表5-6-1-6）。

図表5-6-1-6　令和2年度　採択事業概要

実施地域	代表提案団体	事業名
埼玉県さいたま市、千葉県鴨川市	一般社団法人美園タウンマネジメント	データ利活用型「スポーツ・働き方」支援プラットフォームビジネス構築事業
群馬県嬬恋村	群馬県嬬恋村	防災・コロナ対策のための嬬恋スマートシティ
石川県加賀市	石川県加賀市	加賀市におけるデジタル自治体プラットフォーム事業
富山県富山市	関西電力株式会社	「とやま」つながりプロジェクト
東京都大田区	鹿島建設株式会社	羽田空港第1ゾーンスマートシティ空間情報データ連携基盤3D K-Field整備事業

教育分野のICT利活用を更に推進するため、文部科学省と連携し、2017年度（平成29年度）から2019年度（令和元年度）まで「スマートスクール・プラットフォーム実証事業」を実施した。具体的には、教職員が利用する「校務系システム」と、児童生徒も利用する「授業・学習系システム」におけるデータを活用し両システムの安全かつ効果的・効率的なデータ連携方法等について実証に取り組み、2020年度（令和2年度）は、実証成果である「スマートスクール・プラットフォーム技術仕様」をホームページに公開の上、普及・促進するための取り組みを行っている。

また、2020年度（令和2年度）は、ICT・デジタル技術（5G）を通じて、未来を担う創造的な人材育成と地方創生に資する教育環境の充実を図るために、ローカル5Gの教育現場における活用モデルの構築を行った。具体的には、ローカル5G基地局を設置することで教育現場に5G利用環境を構築し、5Gの特長（超高速等）を活かした実証を行い、ユースケースの周知を図っている。

また、医療・介護・健康分野でもICT利活用が推進されている。

総務省は、AMEDによる研究事業として、2016年度（平成28年度）より3年間、8K技術を活かした内視鏡（硬性鏡）システムの開発を行い、2019年度（令和元年度）以降は、開発した内視鏡の改良及び当該システムを応用した遠隔手術支援の実現に向けた研究開発を実施している。

また、2020年度（令和2年度）からは、高度な遠隔医療の実現に必要なネットワーク等の研究、AI･IoTを活用したデータ基盤開発を実施している。その他、民間事業者等によるPHR（Personal Health Record。生まれてから学校、職場など生涯にわたる個人の健康等情報をマイナポータル等を用いて電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み。）サービスの利活用の促進に向け、厚生労働省及び経済産業省と共に「健康・医療・介護情報利活用検討会 健診等情報利活用WG 民間利活用作業班」を開催し、民間PHR事業者が遵守すべき要件について検討を行い、2021年（令和3年）4月に「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」及び「民間利活用作業班報告書」を取りまとめ、公表した。

4 AIの普及促進

人工知能（AI）は、インターネット等を介して他のAI、情報システム等と連携し、ネットワーク化されること（AIネットワーク化）により、その便益及びリスクの双方が飛躍的に増大するとともに、空間を越えて広く波及することが見込まれている。

総務省では、2016年（平成28年）10月に「AIネットワーク社会推進会議」（以下「推進会議」という。）を立ち上げ、AIネットワーク化の推進に向けて、社会的・経済的・倫理的・法的課題について検討を行っており、これまで、2017年（平成29年）7月にAIの開発において留意することが期待される事項を整理した「国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案」を、2019年（令和元年）8月にAIの利活用において留意することが期待される事項を整理した「AI利活用ガイドライン」を取りまとめ、公表している。また、2020年（令和2年）7月には、事業者等におけるAIに関する意欲的な取組等を取りまとめた「報告書2020」を公表し、引き続き「安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装」の推進に向けて取り組んでいる。

さらに、AIの社会実装の推進について、主に経済的な見地から議論を行うため、2019年（平成31年）1月に推進会議の下に「AI経済検討会」を開催し、AI経済に関する基本的政策及び中長期的な戦略の在り方等について検討を進めている。また、同検討会の検討事項のうち、特にAI時代のデータ経済政策に係る専門的・技術的事項について検討を行うため、2019年（令和元年）12月にAI経済検討会の下に「データ専門分科会」を開催した。2020年（令和2年）7月にAI時代におけるデータの価値の測定やAI経済社会の将来像のイメージ等を取りまとめた「AI経済検討会報告書2020」を公表し、引き続き、データの価値の測定等について検討を行っている。

総務省では、これらの成果を踏まえ、G7、OECD等においてAIに関する国際的な議論を進めており、直近の国際的な動向として、以下のようなものがある。

・「人間中心」の考えに基づく責任あるAIの開発と使用に取り組む国際的なイニシアチブとして「AIに関するグローバルパートナーシップ」（Global Partnership on AI, GPAI）が2020年（令

和2年）6月に創設された。「責任あるAI」などのテーマ別に5つのワーキンググループが設置され、議論が行われている。同年12月に第1回プレナリー会合がオンラインで開催され、各ワーキンググループの成果や今後の検討内容について報告がなされた。なお、「責任あるAI」のレポートにおいて、有望な取組事例の1つとして、推進会議の『国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案』が掲載された。

・2019年（令和元年）5月に採択されたAIに関するOECD理事会勧告に基づいて社会実装を推進する取組の一環として、AIに関する取組の情報共有を進めるためのオンラインプラットフォームである「AI政策に関するオブザーバトリ」（OECD.AI）に助言を行うAI専門家グループ「OECD Network of Expert on AI」（ONE AI）が2020年（令和2年）2月に設置された。同年11月に開催されたデジタル経済政策委員会（CDEP）において、総務省から「報告書2020」について報告した。

・データの価値の測定についての国際的な議論も、OECDデジタル経済政策委員会（CDEP）デジタル経済計測分析作業部会（WPMADE）等で行われている。2020年（令和2年）11月及び2021年（令和3年）3月に開催された会合において、「AI経済検討会報告書2020」や、その後の取組について報告した。

引き続き、「報告書2020」や「AI経済検討会報告書2020」等を踏まえ、様々な機会をとらえて推進会議等における成果や議論について情報発信を行うとともに、国際的な議論への積極的な貢献に取り組んでいく。

5　ICT基盤整備による復興街づくりへの貢献及びICT基盤の復旧

東日本大震災による被災地域のうち、津波による流出等により生活基盤に大きな被害を受けた地域が多数存在しているほか、復興の進展に伴い、被災自治体の復興計画に基づき、高台への移転等を含む復興街づくりが進められている。

これらの被災自治体において、住民が新しい生活を円滑に開始できるようにするとともに、ICT基盤を活用した復興を実現するために、超高速ブロードバンド、放送の受信環境等及び公共施設等向け通信基盤・システムの整備等のICT基盤の整備が必要となっている。

このため、総務省は、「被災地域情報化推進事業」として、2021年度（令和3年度）以降も、原子力災害被災地域に対し、「復興街づくりICT基盤整備事業」（図表5-6-1-7）を実施し、復興に向けた新たな街づくりに合わせてICT基盤を整備する自治体を支援していく。

図表5-6-1-7　復興街づくりICT基盤整備事業

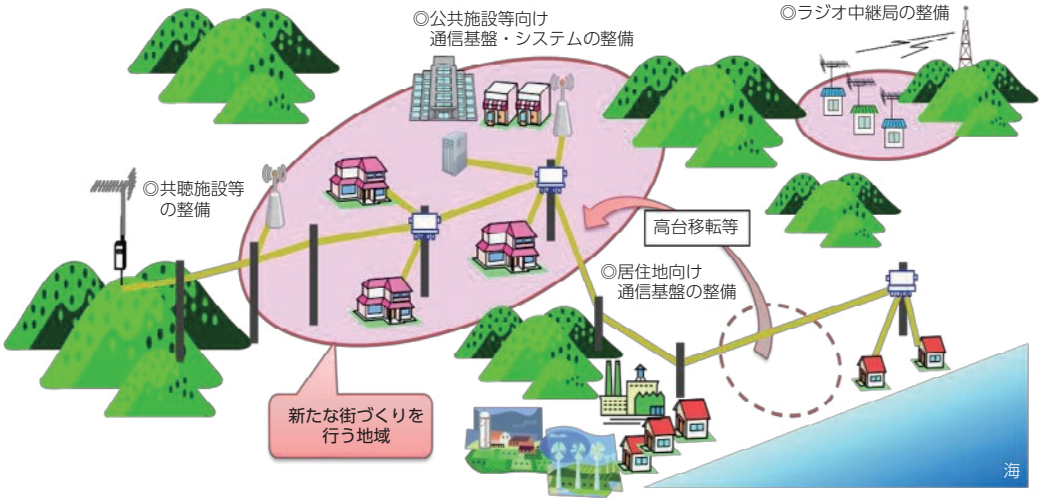

2　誰もがICTによる利便性を享受できる環境の整備

1　ICT利活用支援の促進

総務省では、障害や年齢によるデジタル・ディバイドの解消を目的に、通信・放送分野における情報バリアフリーの推進に向けた助成を実施している。具体的には、障害者や高齢者向けの通信・放送役務サービスに関する技術の研究開発を行う企業等に対して必要な資金を助成する「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」を行っており、2020年度（令和2年度）は、4者に対して助成を行った。

また、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成5年法律第54号）に基づき、身体障害者向けの通信・放送役務サービスの提供や開発を行う企業等に対して必要な資金を助成する「情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金」を情報通信研究機構を通じて行っており、2020年度（令和2年度）は、5者に対して助成を行った。

ICTリテラシーの向上を目的とした施策としては、高齢者等が、社会全体のデジタル化の進展によるデジタル活用の恩恵を受け、活き活きとより豊かな生活を送ることができるようにするため、ICT機器・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」の仕組みの検討を行っている。2020年度（令和2年度）には全国11箇所で実証を実施した。

人的支援を目的とした施策としては、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う「地域情報化アドバイザー派遣制度」を実施している。2020年度（令和2年度）は、227団体に派遣し、自治体システムやオープンデータ、観光、5G、人材の育成等の多様な分野で支援を実施した（図表5-6-2-1）。

図表5-6-2-1　地域情報化アドバイザー派遣制度

2　視聴覚障害者等向け放送の普及促進

総務省では、視聴覚障害者等がテレビジョン放送を通じて円滑に情報を入手することを可能にするため、2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を2018年（平成30年）2月に策定し、放送事業者の自主的な取組を促している[*4]。

また、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成5年法律第54号）に基づき、字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費等に関する助成を行っており、2020年度（令和2年度）からは、生放送番組への字幕付与に係る機器の整備費に対する助成も行っている。

これらの取り組みにより、全国的に字幕放送の普及が進んでいるものの、生放送番組への字幕付与については、多くの人手とコストがかかることに加え、特殊技能人材等を要することから、経営環境が悪化している民間放送事業者、特にローカル局等においては、体制を構築・維持することが難しい。また、深夜・早朝に災害が発生した場合には、人員の参集に時間がかかるため、緊急速報等に対する迅速な字幕付与が困難であることも課題となっている。

このような課題への対策として、総務省では、2018年度（平成30年度）より、音声認識技術や機械学習等のICT技術を活用することで、人手をほとんど介さずに放送番組の音声から自動で字幕を生成し、通信ネットワークを経由してテレビやスマートフォン等で字幕を表示する一連のシステムの開発を行う実証事業を実施している。

CMへの字幕付与については、2014年（平成26年）10月に発足した字幕付きCM普及推進協議会（日本アドバタイザーズ協会、日本広告業協会及び日本民間放送連盟の3団体で構成。総務省はオブザーバーで参加）において、2020年（令和2年）9月に「字幕付きCM普及推進に向けたロードマップ」を策定したほか、関係者によるセミナーや障害者団体との意見交換を実施し、字幕付きCMの一層の普及に向けた活動を行っている。

3　公共インフラとしての電話リレーサービス

「電話リレーサービス」とは、手話通訳者などが通訳オペレータとして、聴覚障害者等（聴覚、

＊4　2019年（令和元年）度の字幕放送等の実績：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000264.html

言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語による意思疎通を図ることに支障がある者）による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚障害者等と、聴覚障害者等以外の方との意思疎通を仲介するサービスである（図表5-6-2-2）。

図表5-6-2-2　電話リレーサービスの概要

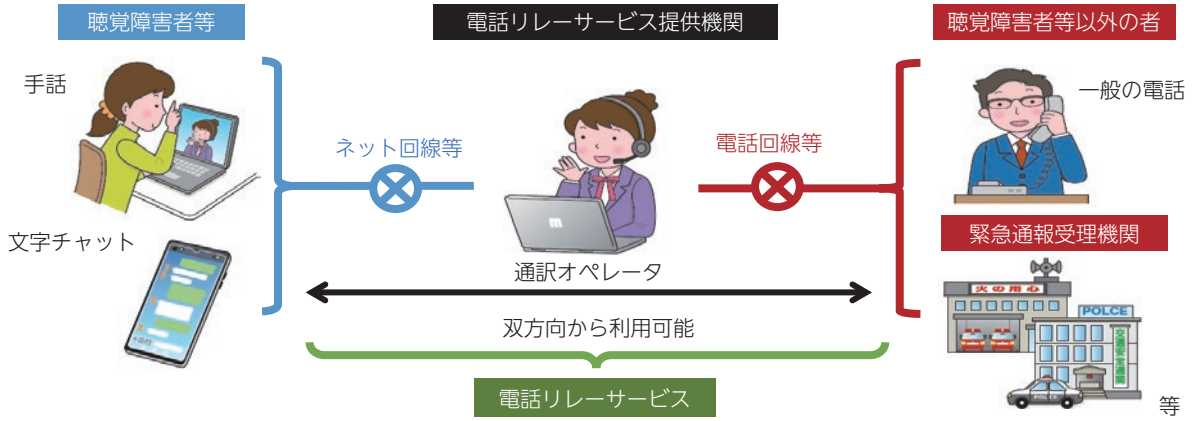

電話は、国民の日常生活及び社会生活において、遠隔地にいながら、リアルタイムで意思疎通を可能とする基幹的な手段である一方、専ら音声により意思疎通を図る手段であるため、聴覚障害者等は、電話を利用した日常生活のコミュニケーションや緊急時の速やかな救助の要請等に困難を伴うといった課題があり、自立した日常生活及び社会生活を送る上で支障が生じている状況がある。

このような背景を踏まえて、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のため、公共インフラとしての「電話リレーサービス」の適正かつ確実な提供を確保する必要があることから、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）が、2020年（令和2年）12月1日に施行された。

2021年（令和3年）1月、総務大臣は、この法律に基づき、電話リレーサービスの提供主体となる「電話リレーサービス提供機関」として、一般財団法人日本財団電話リレーサービスを指定した。また、電話リレーサービス提供機関の運営費用となる交付金の交付や電話提供事業者からの負担金の徴収などを適正かつ確実に行う「電話リレーサービス支援機関」として、一般社団法人電気通信事業者協会を指定した。電話リレーサービス提供機関の計画によると、2021年（令和3年）7月から、公共インフラとしての電話リレーサービスが開始される予定となっている。

4　利用環境のユニバーサル化の促進

総務省では、高齢者・障害者を含む誰もが公的機関のホームページ等を利用しやすくなるよう、2016年（平成28年）4月に国及び地方公共団体等公的機関のウェブアクセシビリティ対応を支援するためのガイドラインとして「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」を作成した。2019年度（令和元年度）には全国3カ所での講習会を開催したほか、関連サイトに関するアンケート調査や、好事例の聞き取り調査を実施した。2020年度（令和2年度）には引き続いてのアンケート調査のほか、公的機関ホームページのJIS対応状況調査を実施した。

5　無料公衆無線LAN環境の整備促進

スマートフォンやタブレット等の無線LANを搭載した携帯端末の普及を背景として、無線LANを利用する機会が増えてきており、無線LANは、家庭、オフィス及び公衆スポット等における快適なワイヤレスブロードバンド環境の実現のために必要不可欠な存在となっているが、防災拠点等を中心とした公衆スポット等では、Wi-Fi環境の整備が十分に進んでいない。また、公衆無線LANは、訪日外国人観光客からのWi-Fi環境に対するニーズが高いこと、災害時に電話回線が輻輳のために利用できない場合でも効果的に情報を受発信できる通信手段として有効であることといった側面がある。

これらを踏まえ、総務省では、2016年（平成28年）12月、地方公共団体に対する調査結果を踏まえ、整備箇所数や時期を示す「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」を策定し、当該計画に基づきWi-Fi環境の整備を推進することで、災害時の必要な情報伝達手段の確保を推進している。なお、平時においては、教育での活用等により利便性の向上を図ることとしている。

この「整備計画」に基づき、普通地方公共団体及び第三セクターによる整備を後押しするために、総務省では2017年度（平成29年度）から「公衆無線LAN環境整備支援事業」を実施しており、災害発生時に地域住民や来訪者への災害情報の収集等に寄与する公衆無線LAN環境の整備を推進している（図表5-6-2-3）。

図表5-6-2-3　「公衆無線LAN環境整備支援事業」の概要

○　防災の観点から、防災拠点（避難所・避難場所、官公署）及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然公園等）における公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。

ア　事業主体：財政力指数が０．８以下（３か年の平均値）又は条件不利地域（※）の普通地方公共団体・第三セクター
※ 過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯

イ　対象拠点：最大収容者数や利用者数が一定以下の
①防災拠点：避難所・避難場所（学校の体育館及びグラウンド、市民センター、公民館等）、官公署
②被災場所と想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点：博物館、文化財、自然公園、都市公園　等

ウ　補助対象：無線アクセス装置、制御装置、電源設備、伝送路設備等を整備する場合に必要な費用　等

エ　補 助 率：１／２（財政力指数が０．４以下かつ条件不利地域の市町村については２／３）

なお、大規模災害時において電気通信事業者等の公衆無線LANネットワークを開放することは、被災地における通信手段確保の観点から重要な取組であり、「無線LANビジネス推進連絡会」が定めるガイドラインを踏まえて、災害用統一SSID「00000JAPAN」が「平成28年（2016年）熊本地震」以降の大規模災害（直近では令和２年７月豪雨、台風10号）等において運用されている。

6 ICTリテラシーの向上

ア　e－ネットキャラバンの推進

スマートフォンは、webサイトや動画、SNSなどが利用可能である反面、SNSを利用して犯罪の被害にあう児童・生徒の数も高止まりするなど、スマートフォンの普及に伴うトラブルも増加している。こうした状況の下、多くのネット危機にさらされている児童生徒を守るため、児童生徒はもとより、指導する立場にある保護者・教職員等に対しても、インターネットを安心・安全に利用するための普及啓発が重要となってきている。

このため、総務省では、文部科学省及び情報通信分野等の企業・団体等と協力しながら、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした出前講座である「e－ネットキャラバン*5」を、児童・生徒、保護者・教職員等を対象として全国で実施しており、2020年度（令和2年度）は、全国で1,208件開催した。また、2020年度（令和2年度）には、インターネット上の誹謗中傷や2021年1月に施行された著作権法改正（海賊版コンテンツのダウンロード違法化）の内容に関する解説を追加した。

イ　地域ICTクラブの普及促進

総務省では、子供たちが学校教育で学んだものを地域でさらに深め、興味関心に応じ実践的な学びができるように、地域で子供たちがプログラミング等ICT活用スキルを学ぶ機会を提供し、地域住民との交流を行ったり、地域課題をテーマ設定するなどして、地域人材の育成にも資するものである「地域ICTクラブ」の普及促進に取り組んでいる。具体的には、「地域ICTクラブ」として活動を始めたい団体等が当該活動を円滑に推進していけるよう、これまでの実証事業（2018年度（平成30年度）・2019年度（令和元年度））を通じて全国各地で取り組まれた好事例等について、ホームページ*6にまとめて情報提供等を行っている。

ウ　メディアリテラシーの向上

メディアリテラシーとは、放送番組やインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力や、メディアの特性を理解する能力、新たに普及するICT機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力等のことである。総務省では、放送番組の情報を正しく理解するとともに、トラブルなくインターネットや携帯電話等を利用するなど、メディアの健全な利用の促進を図るため、各メディアの特性に応じた教材等を開発し、普及を図っている。

放送分野においては、これまでに開発した小・中学生及び高校生向け学習用教材の貸出しを中心とした普及・啓発を行っているほか、「放送分野におけるメディアリテラシーサイト*7」を開設し、ウェブ教材や教育者向けの授業実践パッケージ（指導案、授業レポート、ワークシート等）を開発・掲載するなど、青少年のメディアリテラシーの向上に取り組んでいる。

エ　青少年のインターネット・リテラシー向上

総務省では専門家からのヒアリングを通じて、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブ

*5　e－ネットキャラバン：https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/
*6　地域ICTクラブ特設ページ:https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/IoT_learning/home.html
*7　放送分野におけるメディアリテラシーサイト：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html

ル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集*8」を公開している。

また、青少年のインターネット・リテラシー向上施策の重要性に鑑み、同施策を効果的に進めていくために、2011年度（平成23年度）に青少年のインターネット・リテラシーを可視化するテストとして「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment indicator for Students）を開発し、2012年度（平成24年度）より毎年度、全国の高等学校1年生相当を対象にスマートフォン等情報通信機器の使用実態に関するアンケートと併せて青少年のインターネット・リテラシーを測るテストを実施している（図表5-6-2-4）。

図表5-6-2-4　2020年度ILASの結果（過去結果との比較）

○　全体の正答率（72.0%）は、過去2015年から2019年度までの結果（67.2%～69.7%）を上回っている。

○　項目別の正答率については、いずれの項目においても、過去2015年度から2019年度までの過去５年間の平均を上回っている。なお、「２c. 不適切利用リスク」以外の全ての項目においては、2015年度以降最も高い結果となり、特に「２b. 不適正取引リスク」と「３b. セキュリティリスク」の上昇幅が大きい。

2b. 不適正取引リスク（フィッシング、ネット上の売買等）　：57.1%（2015年度）→61.9%（2020年度）※4.8ポイント上昇
3b. セキュリティリスク（ID・パスワード、ウイルス等）　：65.3%（2015年度）→69.9%（2020年度）※4.6ポイント上昇

【図表】

リスク分類	具体例	2015年度 (n=13,647)	2016年度 (n=14,812)	2017年度 (n=17,223)	2018年度 (n=12,626)	2019年度 (n=7,252)	（参考）過去5年平均	2020年度 (n=12,499)
総　合	－	69.7%	67.2%	68.8%	69.6%	68.7%	68.8%	72.0%
1a.　違法情報リスク	著作権、肖像権、出会い系サイト等	72.9%	71.8%	73.8%	73.6%	73.4%	73.1%	76.0%
1b.　有害情報リスク	不適切投稿、炎上、閲覧制限等	68.2%	65.9%	66.8%	67.4%	66.0%	66.9%	69.1%
2a.　不適切接触リスク	匿名SNS、迷惑メール、SNSいじめ等	78.3%	75.8%	77.0%	77.1%	76.6%	77.0%	79.3%
2b.　不適正取引リスク	フィッシング、ネット上の売買等	57.1%	54.6%	56.4%	57.5%	57.3%	56.6%	61.9%
2c.　不適切利用リスク	過大消費、依存、歩きスマホ、マナー等	82.4%	77.5%	79.4%	80.2%	78.9%	79.7%	81.5%
3a.　プライバシーリスク	プライバシー、個人情報の流出等	63.9%	60.8%	62.3%	63.9%	62.0%	62.6%	66.2%
3b.　セキュリティリスク	ID・パスワード、ウイルス等	65.3%	64.3%	65.6%	67.4%	66.8%	65.9%	69.9%

また、青少年へのスマートフォンの著しい普及に鑑み、従来の携帯電話とは異なるセキュリティ実態等を踏まえ、青少年自身のリテラシー向上に加え、保護者や教職員等のリテラシーの向上の重要性がより一層高まっている。このため、各総合通信局及び沖縄総合通信事務所が中心となり、地域における青少年及び保護者・教職員等に対して、各地域で活動する関係者（自治体、PTA、消費者団体、学校関係者、有識者、事業者、NPO等）が幅広く連携し、リテラシー向上のための普及啓発活動を実施する体制の整備を進めるべく、地域の関係者が一体となった推進体制の構築や連絡会の開催など総合的な周知啓発活動を展開している。

さらに、多くの青少年が初めてスマートフォン・タブレット等を手にする春の進学・進級の時期に重点を置き、青少年やその保護者に対し、スマートフォン利用に際してのリスクや必要な対応についての情報が伝わるよう、関係府省庁や一般社団法人安心ネットづくり促進協議会等の関係団

*8　インターネットトラブル事例集ダウンロードページ：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

体、関係事業者が連携して、スマートフォンやソーシャルメディア等の安心・安全な利用について、集中的な啓発活動を展開する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、2020年度（令和2年度）も例年同様実施した。

3 データ流通の促進

1 情報銀行の社会実装

個人情報を含むパーソナルデータの適切な利活用を推進する観点から、政府では、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）の下で開催された「データ流通環境整備検討会」において、個人の関与の下でデータの流通・活用を進める仕組みである「情報銀行」（図表5-6-3-1）等について議論が行われ、2017年（平成29年）2月の「AI、IoT時代におけるデータ活用WG 中間とりまとめ」において、官民連携して情報銀行の社会実装に向けた積極的な取組を推進する必要性が示された。

そこで、総務省及び経済産業省は、同年11月より、合同で「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会*9」（以下、「検討会」という。）を開催し、情報信託機能を担う者に求められる要件や認定の運用スキーム等認定制度の在り方について検討を行い、2018年（平成30年）6月に、民間団体等による情報銀行の任意の認定の仕組みに関する「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0*10」（以下、「指針」という。）を取りまとめた。指針は、情報信託機能を提供する「情報銀行」について、民間の団体等による任意の認定の仕組みを有効に機能させるためのもので、消費者個人を起点としたデータの流通や消費者からの信頼性確保に主眼を置いて作成された。指針は（1）認定基準、（2）モデル約款の記載事項、（3）認定スキームから構成されており、これに基づき、認定団体である「一般社団法人日本IT団体連盟」が、2018年（平成30年）6月に第一弾となる「情報銀行」認定を決定した。その後、実証や各企業における事業の検討等による事業の具体化や指針に基づく認定の開始等を踏まえ、情報銀行に関する基本的な考え方やデータ倫理審査会の役割等の論点について、指針の見直しを行い、同年10月に「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0*11」を取りまとめた。2020年（令和2年）11月から2021年（令和3年）3月にかけては、認定・運用の過程で生じた課題について、検討会のもとに開催したワーキンググループで集中的に議論を行い、同年4月から検討会において指針の見直しに向けた検討を開始した。

2021年（令和3年）4月現在、認定の受付が開始されてから計7社に対し認定が決定され、2のサービスが既に提供を開始している。

＊9　情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_trust_function/index.html
＊10　情報信託機能の認定に係る指針　ver1.0（案）に対する意見募集の結果：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000250.html
＊11　「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会取りまとめ（案）」に対する意見募集の結果、取りまとめ及び「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0」の公表：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000290.html

図表5-6-3-1　情報銀行とは

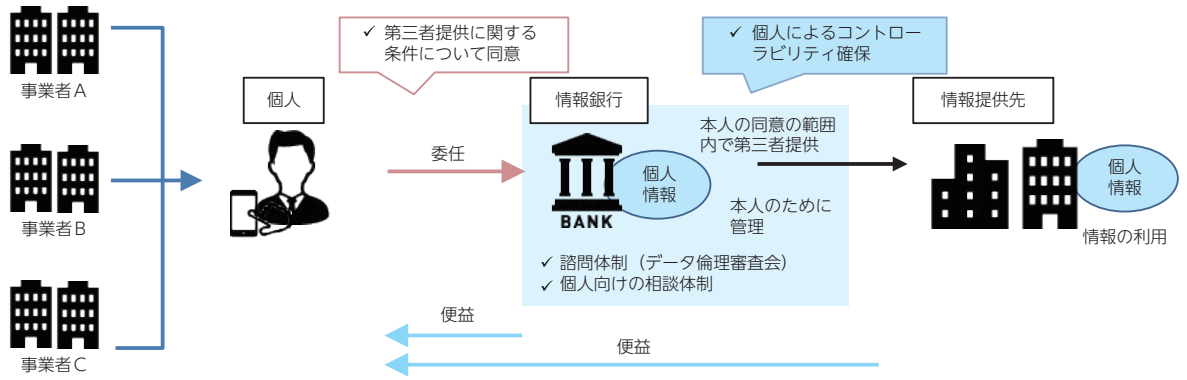

これまで総務省では、情報銀行の社会実装に向けて、モデルケース事業を通じた情報銀行の運用上の課題の抽出、解決策の検討等を行い、指針の見直しに反映してきた。2020年度（令和2年度）は、健康・医療分野の要配慮個人情報の活用に必要なルール検討のための実証事業や、情報銀行間のデータ連携に向けた機能標準化に資する実証事業、データ倫理を担う人材の育成を実施し、今後はこれらの結果を踏まえ、指針の検討・見直しを進めていく。また、情報銀行を活用したデータポータビリティの実現や情報銀行の国際展開にも取り組むことが期待されているところ、2021年度（令和3年度）以降は、これらの検討に資する実証事業等を実施する。

2　キャッシュレス決済の推進

2019年（令和元年）6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップにおいて、2025年（令和7年）6月末までにキャッシュレス決済比率を倍増し4割程度とすることを目指し、キャッシュレス化推進を図ることとされた。

キャッシュレス決済手段のうち、QRコード決済の中には他のキャッシュレス決済手段に比して低い手数料で利用可能なサービスも多いが、QR決済サービスが多数併存している現状において、店舗にとっては何を導入すれば良いか分からず、複数導入するとオペレーションが煩雑になるといった課題がある。2018年（平成30年）7月に関係団体・事業者等による推進団体として「一般社団法人キャッシュレス推進協議会*12」（オブザーバー：総務省、経済産業省等）が設立され、QRコード決済等の標準化に向けた検討が行われ、2019年（平成31年）3月に「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン」が策定された。以後、同ガイドラインに基づいた統一規格QRコードを「JPQR」と呼称している。総務省は2019年度（令和元年度）に、同協議会、経済産業省と連携し、複数決済サービスのQRコードをJPQRとして一つにまとめ、申込も一本化することで、小規模店舗等へのキャッシュレス導入効果を検証する実証事業を5県で実施した。2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から地域のキャッシュレス化の更なる推進が求められたところ、WEBを通じて全国の店舗等からJPQRへの申込を可能とし、店舗等向けの説明会を実施した。また、マイナポイント事業（マイナンバーカードを取得し予約・申込を行い、キャッシュレス決済サービスで前払いや購入を行った者に対して、利用額の25%分のポイントを付与するもの）と連携し、JPQRの普及を通じて、地域におけるマイナポイントが利用可能な

*12　一般社団法人キャッシュレス推進協議会：https://www.paymentsjapan.or.jp/

店舗の開拓を図った。以上の取組により、2019年度、2020年度累計で約1万6千店舗がJPQRを導入した（2021年3月時点）。2021年度（令和3年度）は、引き続き説明会や広報を実施するほか、JPQR管理画面[*13]の機能拡充に向けた改修を実施し、主に飲食、小売、理美容、タクシー等JPQRと親和性の高い業界や、住民票等の各種書類発行手数料等のやり取りが発生する自治体窓口等への普及を図る。

一方、決済データについては、決済事業者や小売店舗などの間でデータを共有するためのAPIが未整備であり、決済事業者等が決済データをそれぞれ分断して保有していることから、価値のある利用ができていない状況である。2020年度（令和2年度）には、地域におけるキャッシュレス決済利用のインセンティブを創出するため、決済データ・購買データの利活用モデルを構築するための実証事業を実施し、地域のデータ利活用主体が決済事業者とデータ連携するための標準APIガイドラインや、決済データ等の取扱に関するガイドラインの策定に向けた検討を行った[*14]。2021年度（令和3年度）には、より幅広く決済データ等の利活用が可能な環境を構築するためのモデル実証を実施する。（図表5-6-3-2）。

図表5-6-3-2　JPQRのイメージ

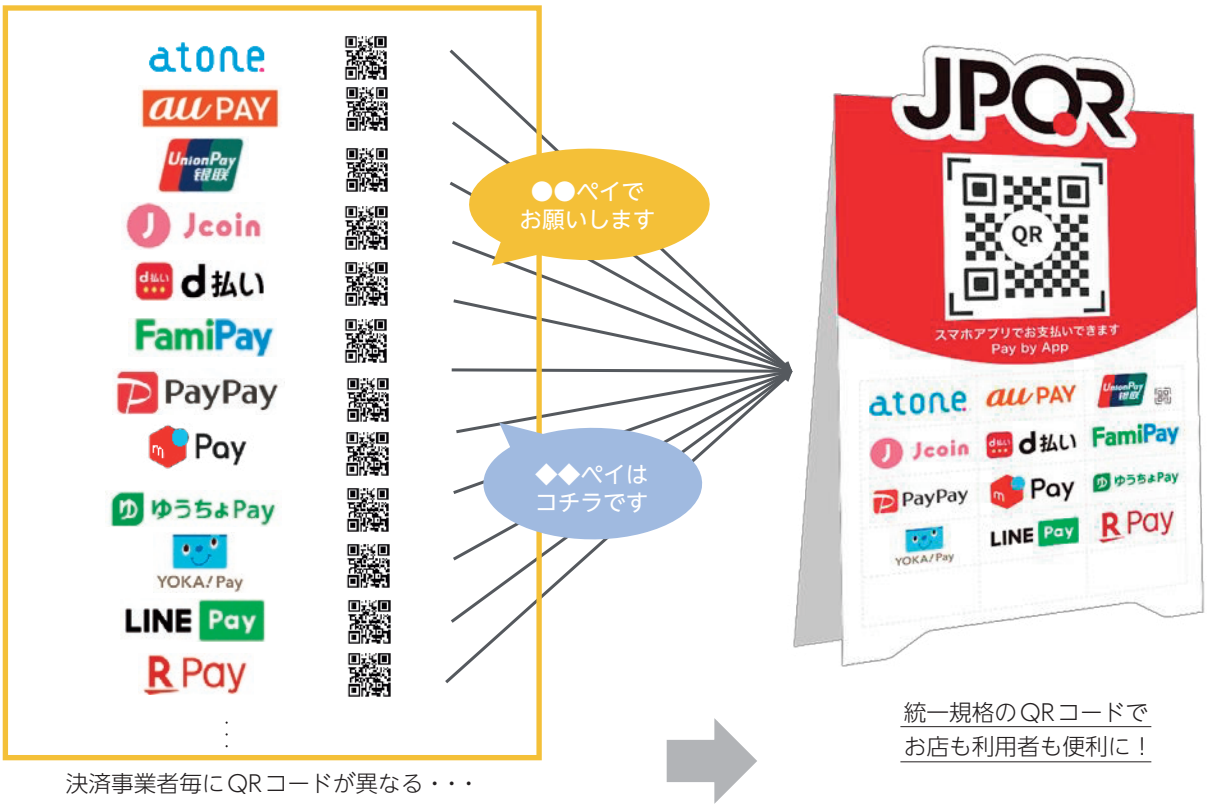

※図表の決済サービスは、2020年（令和2年）4月8日時点のもの。

3　クラウドサービスの展開

ASP・SaaS、PaaS及びIaaS等のクラウドサービスの普及に伴い、利用者がクラウドサービス

＊13 JPQR導入店舗等からJPQR参加決済サービスの売上履歴等を一括照会できるシステム。
＊14 この検討を踏まえ、キャッシュレス推進協議会によりガイドラインが策定・公表された。
https://www.paymentsjapan.or.jp/news/code-payments/20210427-regional-data-guidelines-v1/

の比較・評価・選択等に十分な情報を得られる環境の整備が必要となっている。総務省では、こうした観点から、「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針」を策定・公表しており、一般社団法人ASP・SaaS・AI・IoTクラウド産業協会（ASPIC）では、上記指針にのっとりクラウド事業者からの情報開示が適切に行われていることについて、分野別の認定制度を設けている。

総務省は、「クラウド等を活用した地域ICT投資の促進に関する検討会」（2015年（平成27年）1月～7月）において、クラウドサービス等によるビジネスへの転換による収益力向上や経営効率化、地域の活性化を目的とした推進体制の整備について検討を行った。この検討結果の趣旨に賛同した民間企業や商工団体等により、同年12月、「一般社団法人クラウド活用・地域ICT投資促進協議会」（略称：CLOUDIL（クラウディル））が設立された。同協議会は、2016年（平成28年）2月から、地域における中小規模事業者等を対象に、クラウド活用を促進するためのセミナーを開催するなど、全国で周知啓発活動を展開している。

2019年度（令和元年度）からは、CLOUDILが事務局となり、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会などの関係機関と実行委員会を構成し、総務省も共催して、地域の中小規模事業者等による収益力向上や経営効率化を実現したクラウドサービス実践事例を収集・紹介するための「全国中小企業クラウド実践大賞」を開始した。実践大賞では、クラウドサービス実践により顧客満足度向上、従業員満足度向上、業務効率を改善した中小規模事業者に自己宣言を促し、さらに、自己宣言をした中小規模事業者によるクラウドサービス実践事例の公開プレゼンテーション等を通じて発信・顕彰を行った。

2020年度（令和2年度）の実践大賞では、全国の中小規模事業者57者から自己宣言、39者の実践事例の登録があった。このうち38者が、5カ所の会場（札幌市、郡山市、大阪市、岡山市、福岡市）に分かれて公開プレゼンテーションに参加し、実践事例を海外や大企業のものではない身近な成功例として紹介した。さらに、この5会場で実践事例の熟度や発信力が高いと認められた中小規模事業者10者が参加した事例発表をオンラインで行い、働き方改革や革新的ビジネスモデルの創出、新型コロナウイルス感染症対策などにつながる優れた実践事例に対して総務大臣賞等を表彰した。優れた実践事例については、今後、実践大賞を運営する関係機関が主催するセミナー等を通じて全国に発信していくこととしている。また2021年度（令和3年度）も同様に、全国から自己宣言及び実践事例の登録を促し、オンラインを中心とした公開プレゼンテーション等の場を設けて優良事例の発表や表彰を行う予定である。

4　ICTによる生産性向上

世界の株式時価総額トップ10の過半数が新興ICT企業で占められる中、わが国においてもイノベーションの源泉たるICTベンチャー企業を創出・育成することが急務となっている。総務省及び情報通信研究機構（NICT）では、こうした観点から、ICTベンチャーのシーズ発掘・育成に向け、各地の大学、高専、地方自治体、商工会議所等と連携した全国の若手人材・企業の発掘、当該人材・企業へのメンタリング、地方予選等から発掘された学生やベンチャー企業によるビジネスプラン発表会である「起業家甲子園」及び「起業家万博」を開催している（2014年度（平成26年度）に総務大臣賞を創設）。これに当たり、NICTではベンチャーキャピタル、ベンチャー企業経営者等のICTベンチャー業界の専門家を「ICT メンタープラットフォーム」として組織し、地方予選から「起業家甲子園」及び「起業家万博」後の事業展開までのサポート体制を構築している。

人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争力の激化等、中小企業等を取り

巻く事業環境が厳しさを増す中、中小企業等の経営力の向上を図るため、「中小企業等経営強化法」に基づき、総務大臣を含む事業所管大臣がそれぞれの事業分野ごとに指針を策定するとともに、中小企業者等の取組を支援するための措置を講じている。

本制度に基づき、中小企業者等は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するための経営力向上計画を策定[*15]し、事業分野別に主務大臣の認定を受けることにより、経営力向上計画に基づき取得した一定の設備について、法人税等の特例措置を受けることができるほか、政府金融機関の低利融資や民間金融機関の融資に対する信用保証・債務保証等の支援措置[*16]を受けることができ、総務省においても、2019年度（令和元年度）は、合計42件の認定を行っている。

中小企業技術革新制度（SBIR制度）[*17]とは、中小企業者等の新たな事業活動の促進を図ることを目的とし、国の研究開発事業について、中小企業者等の参加機会の増大を図るとともに、それによって得られた研究開発成果の事業化を支援する制度である。

なお、スタートアップ等によるイノベーションの促進に向けた各省統一的な運用と社会実装を促進することとして制度の大幅な見直しが行われた。2021年4月から新たな日本版SBIRとして制度の根拠法律を中小企業等経営強化法から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に、主管庁が中小企業庁から内閣府にそれぞれ移管され、関係府省庁が一体となり支出目標や統一ルールを策定するなどして推進している。総務省においても、指定補助金（統一的なルールで実施する研究開発補助金・委託費群）を設けるなど、連携して取り組むこととしている。

＊15 経営力向上計画は、事業分野別指針が策定されている事業分野はそれに基づき作成し、事業分野別指針が策定されていない分野は基本方針に基づき作成する。総務省では「有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針」、「電気通信分野に係る経営力向上に関する指針」及び「地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針を策定しており、経営力向上に係る取組の支援等に取り組んでいる。
・経営力向上計画策定の手引き：https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/
・事業分野別指針について：https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html
＊16 税制措置・金融支援活用の手引き：https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/
＊17 中小企業技術革新制度：https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm